

宇部シニアテニスクラブ第4回総会議事録

日時:2026年2月12(木)12時10分より

場所:宇部中央公園テニスコート2階会議室

支部長: 瀬戸 達成

司会: 松岡 伸彦

議長: 堀尾 幸博

書記: 賀來 美夫

総会次第

1)開会の辞

*司会者(松岡伸彦氏)挨拶で総会開始。

2)議長選出

*議長として堀尾幸博氏が選出され、以下議事進行。

3)支部長挨拶

*会員数52名中 出席者15名 委任状提出者20名。

*出席者と委任状提出者とを合わせた人数(35)が会員数過半数である定足数(26)以上で、総会は成立。

4)議題

第1号議案:2025年事業報告

*瀬戸支部長より報告された(第4回総会次第参照)。

*質疑は無く、拍手にて承認された。

第2号議案:2025年一般会計決算報告(2025年1月1日~2025年12月31日)、会計監査報告

*瀬戸支部長より決算報告された(第4回総会次第参照)。

特記:「支出の部の“宇部大会補填”(=宇部大会不足金)の発生原因は、試合終了時間短縮のためのコート面の増数(12面->16面)及び商品代の増加によるもの。次回は不足金が出ないように運用したい。」との補足説明有り。

*竹下勝美会計監査人から「適正に処理されていると判断」と報告された。

*質疑は無く、拍手にて承認された。

第3号議案:規約の一部改訂について

*瀬戸支部長より報告された(第4回総会次第参照)。

改訂理由:

第5条(役員):本部規約中に規定されている“支部規約の役員”の中に“委員”の文言があるので“委員”を追加

第7条(役員の選出):第5条(役員)に“委員”を追加することに伴う追加

第11条(入会):下部組織としては本部規約の趣旨に合わせるのが妥当

第12条(退会):下部組織としては本部規約の趣旨に合わせるのが妥当

*Q&A

Q. 第11条(入会)及び第12条(退会)に関し

“山口県シニアテニスクラブ規約第7条を準拠する”

及び

“山口県シニアテニスクラブ規約第8条を準拠する”

の第7条、第8条が分からない。

第7条、第8条を記載した方が親切では。

A. 記載する。

*拍手にて承認された。

第4号議案:2026年活動方針について

*瀬戸支部長より報告された(第4回総会次第参照)。

*質疑は無く、拍手にて承認された。

第5号議案:2026年一般会計予算について

*瀬戸支部長より報告された(第4回総会次第参照)。

*質疑は無く、拍手にて承認された。

第6号議案:2026年役員について

*瀬戸支部長より報告された(第4回総会次第参照)。

*質疑は無く、拍手にて承認された。

5)閉会の辞

*瀬戸支部長より「楽しく継続して活動して行く、宜しくお願い致します。」

との締め挨拶にて

閉会

以上